

(3) その他の政治団体

区 分	年	提出義務 団体数	H29-H28	提出団体数	提出率	H29-H28
		(A)		(B)	(B) / (A)	
国会議員関係団体	29年	17	△ 4	17	100.0%	0.0
	28年	21	—	21	100.0%	—
衆議院議員関係団体	29年	10	△ 2	10	100.0%	0.0
	28年	12	—	12	100.0%	—
参議院議員関係団体	29年	7	△ 2	7	100.0%	0.0
	28年	9	—	9	100.0%	—
知事関係団体	29年	5	0	5	100.0%	0.0
	28年	5	—	5	100.0%	—
県議会議員関係団体	29年	50	0	50	100.0%	0.0
	28年	50	—	50	100.0%	—
その他の団体	29年	479	△ 25	460	96.0%	3.0
	28年	504	—	469	93.1%	—
その他の政治団体 合 計	29年	551	△ 29	532	96.6%	2.6%
	28年	580	—	545	94.0%	—

(注) 上記提出義務団体数からは、原則として平成29年以前に政治資金規正法第17条第2項が適用された政治団体は除いている。

(注) 「その他の団体」とは、政党支部以外の政治団体のうち、H29年末時点で現職の衆議院議員、参議院議員、知事及び県議会議員関係団体を除いた政治団体であり、市町村長及び市町村議関係団体等が含まれる。